

満蒙をめぐる日中露関係 辛亥革命後から 1917 年を中心に

何 為 民

要 旨

中华民国建国初期，北洋政府所統治下的中国东北地区，处在日俄两国对其任其分割的状态下。俄国政府在其远东扩张政策的指导下，积极支持外蒙古的独立运动。加速了外蒙古从中国本土上的分离。而日本政府为了在满蒙地区取得更大的利益，与俄国签署了协定，同时对外蒙古独立采取了认可的态度。与此同时，日本也加紧了在满蒙的利权争夺。也是在这个时期，中日之间签订了“21 条”，严重侵犯了中国的主权。处在内忧外患之中的袁世凯政府，也曾作出了抵抗，甚至向全国发出了备战的宣言。然而最终做出了损害中国主权的决定，被迫签署了一系列的不平等条约。

キーワード……満蒙独立 21 条 極東政策 大陸政策

はじめに

1910 年代の日本の指導者たちは、急進派であれ、漸進派であれ、満蒙地域に対する特権を確保しつつ、満蒙への進出を拡大することをめざしていた。この点について北岡伸一は、日本が対外的に膨張・発展を続けなければ退嬰・滅亡への道を歩むことになるという考えは、幕末から、太平洋戦争まで絶えることなく広汎に存在していたが、これは中国大陸に対する領土・権益・政治的影響力等の拡大を説く主張であったと述べている¹⁾。大陸政策は、日本にとって最重要な課題であった。そして、満蒙地域は日本が最初に進出の選択をした地域であった。一方、ロシア帝国は極東地域への勢力拡大のために、外蒙古を含め中国の満蒙地域の支配をめざしていた。

日本は、日露戦争後極東の強国としての地位を確立したが、経済力では列強に比べるべくもなかった。日露戦後の大陸経営のために日本は外資を必要としており、極東において外国と事をかまえることを極度におそれていたために、日本は列強の対立のすきまをぬって一步一步進出するほかなかったとしている²⁾。日本が満蒙地域で利権を確保するためには、世界列強との関係を重視せざるをえなかった。とりわけロシアとの対抗関係は最も重要な問題であった。

1910 年代の中国では、辛亥革命が起きており、中国全土は社会変革と南北対立の状態に陥っていた。満蒙や外蒙古では、辛亥革命に呼応して、ロシアと日本の支援による独立運動が起きた。

本論文は、民国初期から 1917 年のロシア革命までの日本、中国、ロシアの満蒙をめぐる政策、特に外蒙古の独立そして中国の宗主権を認め独立を取消す過程を分析する。さらに、日本の宗社党や軍部の満蒙独立の動きと日本政府の対応が強硬と柔軟の間をゆれ動いていたことを解明し、さまざまな事件が発生した背景を明らかにする。

1 辛亥革命期における満蒙独立運動と日中露の対応

辛亥革命の勃発によって、中国各地では清朝からの離脱の動きが相次いで起きた。満蒙地域も例外でなく、清朝の親王と蒙古地域の王公たちは、ロシアと日本に頼りつつ、独立に向けて動きを開始した。1911 年 12 月 1 日の外蒙古の第 1 次独立宣言は、外蒙古のクーロンで行われた。この独立宣言は中国に大きな衝撃を与えた。日中露間の関係において満蒙の独立運動は最も注目されたことであり、日中露間の主要な問題となった。

1 1 外蒙古の第 1 次独立

ロシアの東方政策は、日露戦争におけるロシアの敗戦によって日本に牽制されたとされている。しかし、ロシアの極東拡張政策は一刻も停止しなかった。とくに、外蒙古はロシアの極東拡張政策において最も重要な拠点であり、日露戦争後も、ロシアは外蒙古における特権をほぼ保持していた。

辛亥革命勃発に際して、ロシアは清国問題について特別閣僚会議を開いた。この会議でロシアのストルィピン首相は、北満州併合の為の一切の措置を講じなければならない、北満の保持は我らの東亜領域の防衛にとって絶対に必要であると述べ³⁾、外モンゴルのロシアにとっての重要性を強調した。しかし、ロシアは、軍事力によって外蒙古をロシアに併合した場合には、英米は必ず反対すると予想し、しかも日本との「第 2 回日露条約」を結んだばかりであったため、外蒙古の併合は日本の完全な支持を得ることは不可能であると考え、外蒙古併合をやめることを選択した。

この特別閣僚会議では、外蒙古におけるロシアの特権を確保するために、外蒙古の王公たちに「贈饋ヲ厚クシテ以テ歡心ヲ求メ」⁴⁾という懐柔政策を行い、彼らに自ら独立を求め、清国から離れることを期待した。1911 年 7 月、外蒙古の王公たちはクーロンで各盟の首長会議を開き、杭達多尔济親王の提案によって、外蒙古独立の支持を求めるために、代表団をロシアに派遣することを決めた。代表団の最も重要な使命はロシアに外蒙古の独立を承認させ、同時に外蒙古が独立を宣言することによって、清国の鎮圧があった場合に、ロシアが外蒙古を保護することを要請することであった。

一方、清国政府は、ロシアの意図に気付き、外蒙古の独立を防ぐために、外蒙古に新政を行

おうとした。しかし、1911 年 8 月 28 日、駐清国ロシア公使は清国外交部に覚書を提出し、清国政府の外蒙古に対する政策は「両国の国交を危険な状況になったため、我が国は国境を防衛せざるを得ない」とロシア政府の意思を清国政府に伝え、清国に外蒙古で新政を実施しないように強い圧力をかけた。結局、清国政府は 9 月 13 日新政を一時的に見合わせる命令を下した。この間、ロシアは 800 あまりの兵士をクーロンに派遣したとされている⁵⁾。こうしたロシアの対応は、ロシアが外蒙古の訪露代表団の要求に応じたためであったと見られる。清政府の新政の最も重要な措置は外蒙古に兵備拋を設置し、外蒙古における軍事力を増強することであった。しかし、新政はロシア政府の不満を招いた。清国はロシアと交渉した結果、外蒙古に対する新政を取り止めることをロシア側に伝えた。兵備拋は既に除去し、本部は 10 月 9 日に覚書でロシア公使に通知した⁶⁾。清国は外蒙古の独立を抑えることを目的として新政を行おうとしたが、しかしロシアの圧力によって、この計画を実施することはできなかった。

1911 年、武漢をはじめ各地に革命が起きた際、モンゴルの王公たちはこの機に乗じて独立の動きを開始した。ロシアの支持を確認した外蒙古の代表団は、清国からの脅威は問題にならないと考え、ロシアと会談した代表団が帰国してから独立に向けて準備を進めた。1911 年 12 月 1 日、ボクド・ゲゲーンハンが外蒙古の独立を宣言した。

外蒙古の独立宣言は、揺れていた清国にさらに大きな打撃を与えた。ロシアは外蒙古独立宣言以降、1912 年 11 月 3 日、外蒙古政府と「露蒙協約」を結んだ。主な内容は、以下の通りである。

- 1、ロシアは蒙古の「自治」を扶助し、軍隊を編成させる。
- 2、中国軍隊の蒙地への進入を禁止する、漢人が蒙地に移住することを禁止する。
- 3、露国は蒙古で特権を享有し、他の外国の特権はロシアを超過してはならない。
- 4、露国の許可がなければ、蒙古は中国など他の国と「協約」を結んではならない。⁷⁾

この条約は、外蒙古にとって極めて不平等な条約であった。この条約の調印とともに、「商務専条」が調印された。これらの条約によって、ロシアは外蒙古において経済・軍事・外交に及ぶ外蒙古における一切の権限、国家権力をほぼ握ったと考えられる。ロシアがこれらの特権を掌握したことによって、極東地域を制御することが可能となった。

日本はロシアの動きを注視していた。1912 年、参謀本部は、満蒙に関する露国の情報を整理したうえで提出した「満蒙及新疆ニ對スル露国ノ経営」⁸⁾によって、ロシア政府の内部は、外蒙古独立により、対清国政策が「急進」と「漸進」の二つの意見に分かれていると判断した。「急進」の意見は「蒙古ノ独立ハ實ニ吾人ノ為メ千歳一遇ノ好機ニシテ之ヲ利用セサルハ天祐ニ背クモノナリ」⁹⁾と語り、ロシアに対して大胆な政策を行うべきであることを政府に進言した。一方「漸進」の意見では、「露国ノ領土ハ現時已ニ露人ノ為ニ餘リアリ之ヲ侵略的併合セシヨリハ寧ろ口経済的ニ征服スルヲ有利トス」¹⁰⁾と政府に提案した。ロシア政府内部の動向に注意しなが

ら、日本は満蒙地域で自己の特権を確保するための一連の動きを開始したのである。

1 - 2 第 1 次満蒙独立運動

辛亥革命の初期には、日本は満蒙地域に企業を進出させ、清国に借款するなど、主に経済的利権の拡大に力を注いだ。そのため、日本は満蒙地域で満州を独立させる計画に対しては積極的な態度をとらなかった。ところが、浪人川島浪速や、軍部の人は満蒙を独立させようと考え、その計画を実行に移すに至った。

辛亥革命の発生直後、川島浪速は朝鮮に行き、寺内総督を訪ねた。川島の意図は、中国大陸を南北に分け、北は清国が統治し、南は革命勢力に放任することであった。清国内で南北を対立させるために、朝鮮にいる日本の予備軍人の派遣を寺内総督に依頼した。寺内の同意を得たうえで、川島は北京に入り、日本の駐清国公使伊集院と相談した。当時日本では中国の分割策が唱えられ、殊に参謀本部方面にはこの案を支持するものが多かった。従って中国現地に派遣される軍人にはこれを実行に移そうとするものが多く出た。川島浪速は、早くから中国問題に活躍し、この頃にはすでに北京官界において特殊な地位と相当な勢力とをもち、特に清朝肅親王と密接な関係を結び、辛亥革命動乱を機会に「支那分割論」を唱え、その実行のために、寺内朝鮮総督の援助を求め、また現地伊集院公使の賛成を得るために動いていた¹¹⁾。

『東亜先覚志士記傳』によると、満蒙独立運動の背景について次のように記されている。「川島は北京に入ると直に伊集院公使に会見し、南北両分策を提げて賛成を求めた。伊集院公使も賛成だといふので、伊集院に本國政府の意見を纏めることを依頼し、川島は清朝の内部から機を見てこの策を行ふ方針で、準備に取り掛ることとなったが、この方策を實行するには、今少しく騒亂が擴大するのを待つのが適當と認め、二人は固く秘密を守ることにして暫く形勢の推移を見守ってゐた」¹²⁾。すなわち、中国を南北の対立体制にすることに、伊集院公使は協力しようと考えていたのである。

しかし、日本政府の態度は伊集院公使と異なっていた。内田大臣から伊集院公使に送られた電報によれば、日本政府が中国を南北に分立させるために、清朝を援助するという情報が中国国内に洩れた場合には、日本の国益に大きな損害を与えると考えていた。「此ノ事實ノ追テ世間ニ洩レスルニ至ルトキハ革命軍ハ勿論之ト直接間接ノ關係ヲ有スル輩ハ擧ツテ帝国ニ對シ悪感ヲ懷キ或ハ帝国臣民ニ危害ヲ加ヘ或ハ本邦商品ニ對スル『ボイコット』ヲ實行シ其他明暗ノ方法ニ依リ我ニ對スル怨恨ヲ發露スルコトアルヤモ料リ難ク帝国ノ受クヘキ不利益ノ極メテ大ナルモノアルヘキ」¹³⁾と伊集院公使に訓令した。この指示を受けて、伊集院公使はやむなく川島との約束に反して、川島への協力をとりやめた。

ところが、川島は既に軍人と、満蒙地域で「支那分割」を画策し、實際行動をした。川島は肅親王を擁して満州に奔り、一方蒙古では喀喇沁王らをして拳兵させ、相合して満蒙王国を建

設しようとした¹⁴⁾。1912 年 2 月清朝皇帝が退位を宣言したことによって、清朝は崩壊した。このような情勢下で、川島は肅親王に北京からの脱出を説得した。肅新王は北京から脱出する際、北京守備隊長菊池武夫らの軍人に助けられ、北京から秦皇島へ経て旅順に到着した。同時に川島は喀喇沁王も北京から脱出させ、内蒙古へ送った。1912 年 1 月 29 日、川島は内蒙古を独立させるために、武器などを内蒙古へ送り、蒙古義軍を起こすことを喀喇沁王と約束した。

この行動を実現するために、川島は外相内田康哉を訪問して意見を述べているが、これに対して内田は「この際何かやると外交上猜疑を受けて困る。支那も既にかういふ風に変化した以上、革命党が国家を築き立てて行くことになるであらうから、日本としてはそれと親善協和を保つ必要がある。殊に列国の間に借款団が出来て、日本もそれに加はる筈だから、今満蒙に事を起すといふやうなことがあっては国家の為に面白くないから是非貴下の計画は中止してくれ」と¹⁵⁾、川島らの行動を中止することを求めた。同時に、内田外務大臣は奉天総領事に打電し、日本政府は「満州ノ事態ハ今ヤ一転シテ我ニ取り随分慎重ヲ要スルコトナリ」¹⁶⁾と述べ、満蒙での行動を支持しないように指示した。ところが、川島は内田の意向を無視して、武器を喀喇沁王に送った。この行動は中国軍隊に発覚し、武器を運送する日本軍と衝突し、死傷者を出した。

日本政府は中国での特権を損なう恐れ、在満日本人の安全の確保、反日運動発生の可能性などを考慮して、穏健な政策を取ったと考えられる。1912 年 3 月 7 日、「南満州の治安維持に関する内田外相の答弁」¹⁷⁾で、内田外相「南満州ニ於ケル安寧秩序ノ紊乱ハ直ニ我特殊ノ利権ニ影響ヲ及ホスノミナラス、朝鮮ノ治安ニ直ニ影響ヲ及ホス次第デアリマス」¹⁸⁾と答えている。日本政府は、満蒙地域での日本の権益を確保するためにさしあたり最も重要なことは、中国を南北に分割することではなく、満州での利益を確保することであり、中国に対する過激な行動は日本の国益を損なうという考えであった。

崩壊直前の清朝に対する支援については、当時軍部に影響力を持つ山縣有朋は慎重な態度をとっていた。彼は次のように述べている。「満朝蒙塵ノ時機モ亦切迫シアルモノノ如シ之ヲ救済スル政策モ豫メ講究セサル可ラス」¹⁹⁾、出兵の決意をした場合には、「露国ト協商ノ主義ニ基キ目下ノ状態ヲ明晰ニ照会シ南北満州ニ於テ共働一致之政策ヲ取り彼ヲシテ寸毫モ疑惑ヲ抱カシメサル方法ヲ講スルコト」²⁰⁾と主張した。つまり清朝に対する援助は真剣に考えなければならないが、同時にロシアの態度も考慮すべきだということである。山縣は日露戦争の勝利にともなって、日本国内にロシアに対する警戒感が緩んでいることに対して、「満州ニ於ケル日露ノ協約ハ彼力敗戦ノ創痍ヲ治療スル間ニノミ効力ヲ有スルモノ」²¹⁾と指摘した。すなわち、日本が満蒙での権益を保持するために、清国政府への支援は清国の情勢を見ながら行い、またロシアの行動も重視しなければならないとしたのである。彼の意見は当時の軍中樞部の意見と考えられ、日本政府の中国に対する原則と一致していた。

このような日本国内の情勢下で、川島浪速の満蒙に対する方針は、政府からの支持を得られ

なかった。彼を中心に画策された「支那分割論」を唱える第1次満蒙独立運動は失敗に終わった。

1912年7月、日本はロシアと「第三回日露協約」を調印した。この条約は日本とロシアの間で「日本帝国政府八前記経度（グリニッジ 東経 116度 27分）ヨリ西方ノ内蒙古ニ於ケル露西亜国ノ特殊利益ヲ承認シ且之ヲ尊重スルコトヲ約シ露西亜帝国政府八該経度ヨリ東方ノ内蒙古ニ於ケル日本国ノ特殊利益ヲ承認シ且之ヲ尊重スルコトヲ約」したものである²²⁾。この条約の調印により、日本は中国東北地域で、日本の権益を西部内蒙古で確保し、ロシアは東部内蒙古を確保したのである。

1-3 北洋政府と南京政府の満蒙独立運動への対応

辛亥革命前、孫文を代表とする同盟会は、「滅満興漢」のスローガンの下に、革命の目的は満州族を中国から追い出し、漢人の国をつくらうということを目指した。孫文が来日して頻りに日本の援助を請い「支那革命の目的は滅満興漢にあるのであるから建国は長城以南の領域に於てすればよい。満蒙は日本の取るに任せる」とした²³⁾。これは満蒙を中国の国家に取り込まないという考えを示していた。

辛亥革命の勃発後、全国各地に相次いで新しい地方政権が建てられた。孫文は中国に帰国して、1912年1月1日南京で中華民国の臨時大総統に就任し、「五族共和」の主張を打ち出した。孫文は「臨時大総統就職宣言」において、次のように述べている。「武漢に始め蜂起が起きてから、数十省が独立を宣言した。これらの独立は、実際に清朝から離脱するためである。その後各省はまた連合し、蒙古・チベットも同じことである。中心機構は中央であり、周辺は中央に属し、これは領土統一である」²⁴⁾。新政権は外蒙古の独立を事実上承認せず、蒙古とチベットに主権があることを主張した。

北京にあった清朝の統治者を徹底的に打倒するため、孫文は大統領の席を袁世凱に譲った。清国の崩壊を加速させる目的であった。はたして袁世凱の圧力において、1912年2月、宣統帝は退位を宣言し、袁世凱が大統領に就任し、いわゆる「北洋政府」が発足した。

袁世凱は外蒙古の独立問題を解決するために、外蒙古に対する懐柔政策をとった。1912年3月、北京に在住している王公代表を外蒙古に派遣し、袁世凱の手紙を届けると共に、説得工作を行った。袁世凱の手紙は外蒙古とチベットが過去清国に統治されたとき、弾圧を受けたことに同情し、同時に同様なことを二度と起さないことを保障すると約束した。袁世凱は「各王公と呼図克図喇嘛が中央の政府にしたがい、各地方ではどんなことを振興すべきか、どんなことを廃棄すべきか。これについて、みんなの意見を聞き、随時報告させ、政策を採択するときの参考にする。蒙蔵人民の一切の権利は内地（中原地域……引用者注）と平等とし、大同の社会で幸福を享受することを期待している」²⁵⁾とした。袁世凱は外蒙古が中華民国に帰するために、

外蒙古の王公たちに参政の権利を与える意図を示したのである。

さらに、8月19日、袁世凱は「蒙古待遇条例」を公布した。主な内容は各蒙古王公が以前に持っていた各地方の管理権を引き続き持つこと。王公の継承制度はそのまま保有し、特権もあることである²⁶⁾。清朝で蒙古王公たちが保持している権力を保障し、彼らの特権を認めた。

しかし、外蒙古は袁世凱の提案に応じず、11月3日「露蒙協定」に調印し、事実上袁世凱が述べた提案を拒否したと考えられる。これに対して、北洋政府の外交総長梁如浩は駐中国ロシア大使館で、「露蒙協定」の調印に抗議し、この協定を速やかに廃止することを求めた。駐中国ロシア公使は協定は既に調印されたために、廃止できないと回答した。梁如浩は交渉が失敗したことを認め、翌日辞職した。

「露蒙協定」は成立したばかりの中華民国に大きな衝撃を与えた。11月16日、黎元洪副大總統は「黎副大總統電國務院及各省都督向俄嚴重交涉俄蒙協約案件並請備戰」²⁷⁾の電報を各省に打電し、「(「露蒙協定」に対して 引用者)讓歩を多少でもすれば、各国もこの機会に乗じて我が神州を分割する欲望を現すだろう。最後の解決には、平和と武力を問わず、戦争の準備が唯一の方法である」²⁸⁾と、全国に戦争を準備しようと呼びかけた。

同時に在京の「蒙古王公連合会」は、「俄庫協約(「露蒙協約」 引用者)について、これは少数の人が致したものであり、蒙古全体は共和政府に従う。クーロン政府を承認しない。彼らが外国と調印した条約も当然認めない」と宣言し²⁹⁾、外蒙古に対する強硬な態度を示した。

11月16日、孫文は袁世凱に秘密電報を送った。孫文は中国と日本の連合は非常に可能性があるため、袁世凱に「露蒙協定」を承認しないことを要求した。孫文は、目前の満蒙問題は今すぐ解決しないほうがよい、ロシア政府の動向を厳密に注視すべきであると提議した。

桂太郎首相は第3次の内閣を組閣したあと、満州地域に対する日本の権益を確保するために、1912年12月、駐日中華民国代表汪榮宝を通じて桂首相の意思を外交部に伝達した。その内容はロシアがもし外蒙古で特権を獲得した場合、日本は南満州と内蒙古ではロシアと同じ特権を持つべきであるというものであった³⁰⁾。同時に駐日ロシア大使には桂首相の意思を本国に伝えるように要求した。孫文の中日連合に頼りつつ、外蒙古の主権を回収する考えは不可能になったのである。

北洋政府は、外蒙古が中国の宗主権を承認しさえすれば、いかなる条件も交渉しようという考えに基づいて、ロシアと交渉した。結局、1913年11月5日、中露双方は外蒙古問題に対して合意に達し、北洋政府の外交総長孫宝琦と駐中国ロシア公使は「中露声明文件」に調印した。声明の主な内容は次の通りである。

- 1、ロシアは中国が外蒙古に宗主権があることを承認する。外蒙古は中国の一部であり、ロシアは外蒙古の内政に干渉せず、外蒙古において駐軍と殖民しないこと。
- 2、中国は外蒙古の自治権を承認し、外蒙古の内政を干渉せず、殖民をしない、軍隊を

満蒙をめぐる日中露関係（何）

派遣しない、官僚を派遣しない。

3、外蒙古の政治・土地・辺境については、中露蒙は共同で協商すること³¹⁾。

この声明は中国の外蒙古に対する宗主権を認めただけである。「露蒙条約」調印時に同時に調印された露蒙の「商務専条」を中国政府が承認したことにより、ロシアは外蒙古に対するすべての権力を事実上変わらず握り、外蒙古は名義上中国に属していることを示すにすぎなかった。

2 第2次満蒙独立運動と日中露の関係

清国が革命の渦中に陥ったとき、日本は1911年10月24日、閣議において満州の現状を維持し清国本部に勢力を扶植することを決定した。同年12月、袁世凱は駐清国伊集院公使に立憲君主制の支持を求めた。日本は袁世凱の要求を支持しようと考え、英米の支持を求めた。しかし、英米は中立であるとの立場を日本政府に回答した。日本政府は、このような英米姿勢のために、清国政府を見捨てることを考えざるを得なかった。清朝皇帝が退位したばかりの1912年2月、山座代理大使は「中国新政府承認条件に關し列国に提議の件」において次のように述べている。

「新政府ヲシテ従来支那国ノ負担セル外債八之ヲ継承スヘキ旨ヲ正式ニ約諾セシムルヲトスヘシ」³²⁾という条件を付けて、新政府を承認することを各国に提案した。つまり、日本の特権が侵害されないことを前提として、新中国政府を承認するとしたのである。

中華民国に対して日本政府の主流は満蒙での特権を確保するために穏健な政策をとり、満蒙で川島浪速と一部軍人が行った第1次満蒙独立運動を支持しなかった。ところが、外蒙古独立問題について、日本政府は満蒙地域にある日本の特殊権益のため、日本とロシア「第三回日露協約締結に関する件」において、「外蒙古ニ於ケル露国ノ特殊利益ヲ承認」するとして³³⁾、外蒙古の独立を支持する考えを示している。

大正初期の日本は、政治情勢が変わりつつあった。中国に対する穏健派が多数を占めていた情勢は一転し、中国に対する強硬派が政府の中枢を占め、当初軍部の線につながる内田良平らの所謂「満蒙組」と国民主義的対外硬派の主張する中国本土重視論との対立はあったが、南京事件³⁴⁾をきっかけに全対外硬派が一致して軍事侵略をも辞せずとする強硬姿勢を煽りたてていく³⁵⁾という概況になった。

2-1 第2次満蒙独立運動

中国漢口で西村陸軍少尉が拘禁された事件、いわゆる「漢口事件」が発生したことによって、日本国内の世論に日本軟弱外交を批判する声が強まった。このような背景において、大陸浪人川島浪速は再び満蒙独立を画策し、1915年夏頃から、蒙古のタブソン・ノル(塩湖)付近の蒙古騎

馬隊の首領^{ハブチャップ}巴布札布と連絡をとり、同隊を動かして肅親王を中心とする宗社党と結び、満蒙独立をめざす計画を着々と進めていた³⁶⁾。

川島らが行った巴布札布への支援は、武器弾薬の供給であった。彼らは中東鉄道を用いて、ハルビンを経由するルートで、武器運送を計画した。しかし、ロシアの守備軍に発覚し、この計画は失敗した。ところが、三井物産の援助を得て、武器を三井物産の貨物として、列車に積み込み満蒙地域へ送っていた。

日本政府は川島の今回の行動を止めなかった。しかも、鄭家屯事件をきっかけに、第 1 次満蒙独立の際に、死傷した日本人に関して、中国政府に賠償を要求した。日本政府は「明治四十五年六月鄭家屯北方蒙古地帯内ニ於テ吳統領部下ノ巡防隊カ本邦人ニ對シ不当ノ鎮圧手段ヲ執リ数多ノ死傷者及行衛不明者ヲ生セシメ死傷者ヲ遇スルニ惨忍ヲ極メタルノミナラズ運送ニ係ル武器ヲ没収シタル事件ニ関シ当時ヨリ懸案トナリタル善後ノ要求条件ニ付解決方法提議シ、（中略）武器代価トシテ金七万九千九百円撫卹吊慰料トシテ二万〇百円合計金十万円ヲ相当ニ支払フ事」³⁷⁾を求めた。このような交渉があったために、川島は政府が満蒙独立計画を支持していると錯覚し、第 2 次満蒙独立運動の計画を実際に実施することとした。

川島らの支持によって、巴布札布の軍隊では武器弾薬が充実したため、1916 年 7 月から内蒙古へ経て、中国の内陸地に進攻する計画を立てた。彼らは内蒙古泉突県付近で、洮南鎮守使吳俊陞の軍隊と衝突した。蒙軍は洮南地域で火を放つなどして、南へ前進した。

この時期、袁世凱の急死にともなって、日本の満蒙政策は変化し、満蒙独立運動に反対の立場をとったと言われている。この点について、『東亜先覚志士紀伝』は次のように記している。「支那の事態に対する内田良平の献策が閣僚を動かし、政府はその方針に基づいて川島等の計画に或る程度の諒解を與へ、現地の派遣将校なども之に策応すべく計画を凝らしていたのであったが、当面の目標とする袁世凱急死するに及び、政府の態度が急に一変し、今まで暗に助成の態度を執っていた満蒙独立の計画に対し却って之を阻止する態度に出ずるに至ったので或る」と³⁸⁾。今回の満蒙独立運動に対する支持中止は、袁世凱の急死が主要な原因であると指摘している。当時日本政府は袁世凱の統治が崩壊寸前であると判断していた。1916 年 3 月日本政府は「中国目下ノ時局ニ對シ帝国ノ執ルヘキ政策」³⁹⁾によると、「支那ノ現状ヲ見ルニ袁氏權威ノ失墜民心ノ離反及国内ノ不安ハ漸ク顯著トナリ同国ノ前途實ニ測ルヘカラサルモノアリニ至レリ」と認識していた⁴⁰⁾。

このような中国の政局の微妙な状況において、日本は宗社党を裏で支持し第 2 次満蒙独立運動を容認する立場から一転して、張作霖を煽って、満蒙地域で独立させようと考えた。1916 年 4 月、この説得工作は石井外相と軍部の田中参謀次長らの同意を得た。結局、張作霖がようやく動くように認められるので「此際今一步ヲ進メ日本ノ真意ヲ仄カシ彼ヲシテ独立セシムルコト捷徑ニシテ且穩当ナリト信ス」依って西川参謀次長は機会を作り、張と会見し張の蹶起を促すよう、なおその際張の身分の保証をはじめ兵器軍資金供給などについて尽力をする旨を言明

して差支えない、ただし袁側に通ぜぬよう十分注意し、矢田駐奉天総領事代理ともよく打ち合わせて実施せよというのであった⁴¹⁾。満蒙独立運動が始まる前、日本政府は満蒙地域で日本の権益を確保するため、張作霖の勢力を利用しようと考えていた。石井外務大臣は宗社党の行動について、「統一ナキ輕拳妄動八大局上面白カラサレ八十分之ヲ戒メ嚴重取締居レリ御承知」と指示し⁴²⁾、この行動を中止するよう強く求めた。しかし、当時二つの意見に裂けている状況で、宗社党は軍部の支持を得て、石井大臣の指示を無視し、満蒙で運動を起こした。しかし、袁世凱の急死により、張作霖を独立させる方針が満蒙地域に対して最適の方法であると日本政府は考えたようである。

このような情勢において、巴布札布の軍隊は結局日本政府の要求にしたがって、南への進出を停止し、蒙古へ撤退した。駐中国の日本守備軍は蒙軍を安全に退却させるため、中国軍隊と交渉すると同時に、蒙軍の撤退を命令した。ところが、蒙軍は遼河の渡河点で張作霖の軍隊と衝突した。1915年10月、林西県城の戦闘で巴布札布は戦死した。彼の死によっていわゆる第2次満蒙独立運動は失敗に終わった。

今回の行動は、「支那側疑惑ノ根底ヲ益々深カラシメタルハ勿論ナルノミナラス昨今支那側力極端ナル神經過敏ニ陥リ居リ際我方トシテ再三彼等ノ疑惑ヲ深ラシ」⁴³⁾結果となった。張作霖は日本に対して不信を強め、日本との連携はより一層困難となった。

2 - 2 鄭家屯事件

第2次満蒙事件が発生した同時に、鄭家屯地域に、駐在する日本軍は奉天28師と衝突し、日本軍に11名の死者が出た。いわゆる鄭家屯事件である。この事件の結果、満蒙地域はさらに不安な状態に陥った。

1915年8月13日、日本人吉本喜代吉が中国軍隊28師本部前を通った際に、兵士と争論し、吉本は兵士に怪我させられた。彼は領事館に訴え、現地の日本駐屯軍は兵士28名を派遣して、中国軍隊と交渉を行った。ところが交渉中に中国軍と日本軍は衝突し、戦闘は一時激しくなった。中国の県知事は日本駐屯軍と交渉したが、そのまま拘禁された。結局中国の官憲が日本の領事館を訪ね、交渉した結果、ようやくこの衝突はおさまった。この事件で日本軍には11名の死者が出た。日本軍は公主嶺と鉄嶺に軍隊を派遣し、中国の軍隊が当地から撤退することを要求した。28師の一部はやむなく撤退した。21日日本の関東総督は張作霖に、中国の軍隊が四平から鄭家屯まで沿線30里の範囲から撤退することを申し入れた。張作霖はこれを応じて、中国軍を撤退させた。

一方、日本政府の中国に対する強硬な態度は、中国本土で大きな反発を招いた。中国の反日運動はより一層高まった。日本がさらに強硬な姿勢を示せば、中国民衆の反発を招く恐れがあり、日本の大陸政策の実施は困難になると考えられた。外務省は鄭家屯事件に関して、なるべ

く中国側に反発を招かないように処理することを望んだ。駐中国林公使は石井外務大臣に「鄭家屯事件ノ解決条件ハ着実ナル調査ヲ遂ゲ公正ニ処理スル様切望ノ件」を打電し、「鄭家屯事件ノ発生ニ関シ事件其ノモノニ対スル措置ノ宜シク公明寛大ナルヘキコトハ対支政策ノ大局ニ顧ミ最必要ナリト存在セラル事件ノ措置其ノモノヲ離レテ」としている⁴⁴⁾。

また、陸軍の青木中將は上原参謀総長に打電し、鄭家屯事件について、現地の新聞と通信機関の報道は、日本に対して非常に不利であり、目下の複雑な国際情勢の下で、今後日本軍の派遣を有利にするために、この事件を円満に解決するために、「我軍隊ノ威信ヲ保チ且将来鄭家屯及近ク設置セラルヘキ内蒙各領事館所在地ニ於ケル我カ官民ノ保護ノ為我軍隊ヲ派遣スル權利ヲ確保スル等ノ範圍ニ於テ速ニ北京当局者トノ間ニ円満ナル解決ヲ遂クルコト有利ナリ」と提議した⁴⁵⁾。青木中將は軍の立場から、今後中国で日本軍が駐在することを合理化するため、鄭家屯事件の解決には相対的に穏健な態度をとるべきであると考えていたのである。

鄭家屯事件の解決のために、日本と中国の間で多くの交渉が行われた。寺内内閣もこの事件を早期解決することを望んでいた。この事件について、日本政府は張作霖に対して謝罪などを要求した。同時に、日本政府は日本人の満蒙移住が多く増加すると判断して、日本の警察を鄭家屯などの地域に駐在させること、中国に士官学校を作ること、中国軍隊に軍事顧問を派遣することを中国側に求めた。この要求には中国側が難色を示した。

1917年1月、日本の駐中国公使は中国外交総長に文書を送り、日本人警察官の駐在などの問題を再び要求した。これに対し中国外交総長は次のように回答した。「貴国警察ヲ設クルノ必要ナシ本項ノ警察問題ハ所謂治外法権ナルモノトハ何等關係ナク本国政府ニ於テ当然ノ措置ト認ムル能ハサル所ニシテ各国ト条約締結以來未タ斯ノ如クコトナシ貴公使累次本項ノ警察ハ支那地方行政及警察權ニ干涉セラル旨声明セラレタリト雖本国政府篤ト考慮スルニ支那領土ニ於テ外国警察官ヲ駐在セシムルハ事ノ如何ヲ論スル支那主權ノ精神及形式上共ニ障害アリ且人民側ニ於テモ誤解ヲ生シ易ク却テ兩國親善ノ妨害タリ」⁴⁶⁾と、事実上この条件を拒否した。

2-3 「21カ条」の交渉

1914年12月、日本政府は「対華要求に関する件」を駐中公使に送り、中国政府に5号の条項、あわせて21カ条の要求を提出することを日本公使に命じた。5号の条項の中の第1号は、日本が山東のドイツの特権を継承することを承認することであり、条項は4条からなっている。第2号は日本の南満州と東部内蒙古の各種權益を承認するというものであり、条項は7条である。第3号は中日が漢冶萍会社の合併を承認することであり、条項は4条からなっている。第4号は中国の沿海港を他国に租借してはならないというもので、条項は1条である。第5号は中国が日本の軍事顧問を任用するというもので、他の内容をあわせて7条項からなっている。うち満蒙に関わる權益は日本の最重要な条項であり、必ず調印することが日本政府の方針であ

った。以下満蒙地域に関する第2号の内容をあげる。

- 1 両締約国ハ旅順大連租借期限並南滿州及安奉兩鉄道各期限ヲ何レモ更二九十九カ年ツツ延長スヘキコトヲ約ス。
- 2 日本国臣民ハ南滿州及東部内蒙古ニ於テ各種商工業上ノ建物ノ建設又耕作ノ為必要ナル土地ノ賃借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得。
- 3 日本国臣民ハ南滿州及東部内蒙古ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得。
- 4 支那国政府ハ本条約付属書ニ列記セル南滿州及東部内蒙古ニ於ケル諸鉱山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許與ス。
第4条支那国政府ハ南滿州及東部内蒙古ニ於ケル鉱山採掘權ヲ日本国臣民ニ許與ス其採掘スヘキ鉱山ハ別ニ協定スヘシ。
- 5 支那国政府ハ左ノ事項ニ關シテハ豫メ日本国政府ノ同意ヲ經ヘキコトヲ承諾ス。
 - (1) 南滿州及東部内蒙古ニ於テ他國人ニ鉄道敷設權ヲ與ヘ又ハ鉄道敷設ノ為ニ他國人ヨリ資金ノ供給ヲ仰クコト。
 - (2) 南滿州及東部内蒙古ニ於ケル諸税ヲ担保トシテ他國ヨリ借款ヲ起スコト。
- 6 支那国政府ハ南滿州及東部内蒙古ニ於ケル政治・財政・軍ニ關シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ス先ツ日本國ニ協議スヘキコトヲ約ス。
- 7 支那国政府ハ本条約締結ノ日ヨリ九十九カ年間日本國ニ吉長鉄道ノ管理經營ヲ委任ス⁴⁷⁾

21カ条の要求は、1915年1月18日、日本駐中国日置公使を通じて、中国政府に提出された。同時に日本政府は条約を締結しても、対外的には公表せず、秘密を厳守することを袁世凱に約束した。日本国内においては、袁世凱の政権の脅威である中国の革命党と日本宗社党を取り締まる措置をとった。中国政府に誠意を示すため、山東へ派遣していた満州の日本軍を現地に残し、膠州湾一帯の地域を中国へ返還することを承諾すると約束したが、しかし、袁世凱はこれらの条件を断然受け入れられない意を示し、1月19日日本の軍事顧問坂西利八郎と会談した際には、日本の21カ条要求を拒否し、「日本は中国をなんと亡国の奴と見ていた。中国は決して第二の朝鮮にはならない」と語り⁴⁸⁾、強硬な態度を示していた。

この条約は日本政府が対外的に公表しないとしたにもかかわらず、『朝日新聞』に載せられ、日本から中国に伝わり、中国全土にさらに反日運動を高揚させた。このような情勢の中で、袁世凱はボイコットなどの運動を抑圧しながら、日本と交渉を開始した。

21カ条の内容が漏れた事件を教訓として、袁世凱に日本政府の誠意を示すため、日置公使は加藤外務大臣に打電し、「対支交渉トモ關係アル処目下談判進行中ノ際在本邦革命党ニ於テ何等カノ企画ヲナスカ如クコトアリテハ徒ニ時局ヲ紛糾セシムル」⁴⁹⁾と述べている。日本政府は革命党が日本に滞在した場合、日中間の交渉に影響を与えたと考え、満蒙の利権を獲得するため

に、中国の主権侵害の条文があるにもかかわらず、袁世凱に対する懐柔と圧力を併用し、彼の屈服をはかろうとした。しかし、交渉は数ヶ月にわたって 25 回も行われたが、中国側の承諾はほとんど得られなかった。袁世凱政府は、日本政府の圧力に対して、妥協しようと考えたが、しかし、国内の反日情緒を配慮しなければならなかった。

1915 年 4 月、日本では第 2 次大隈内閣が発足した。この内閣の成立は、いわゆる大陸政策の急進派が権力を握ったことを示している。日本政府は大陸への進出政策に積極的に取り組み、袁世凱にさらに強硬な圧力をかけた。日本政府は「日支交渉問題八頗ル難局ニ達セリ或八開戦ヲ見ルニ至ラン是独り袁世凱カ国政ヲ誤ルノ結果」⁵⁰⁾であると考えていた。

日本政府はこの交渉での合意を達成するため、中国に駐在する日本人を引き揚げ、日本軍を臨戦体制とし、中国政府に最後通牒を通告した。

支那政府ハ右要求ヲ含メル今回ノ対案ヲ以テ其ノ最後ノ決答ナリト明言セリ從テ日本ニ於テ是等ノ要求ヲ容認セサル限り他ノ諸項ニ関シ如何ニ妥協商定スル所アルトモ是等ハ皆遂ニ何等ノ意味ヲモ有セサルコトナルヘク結局支那政府ノ回答ハ其全体ニ於テ全く空漠無意義ノモノトナルニ至ルヘシ。

(中略) 帝国政府ハ此勸告ニ対シ支那政府ヨリ来ル五月九日午後六時迄ニ満足ナル回答ニ接セムコトヲ期待ス右期日迄ニ満足ナル回答ヲ受領セサルトキハ帝国政府ハ其ノ必要ト認ムル手段ヲ執ルヘキコトヲ併セテ茲ニ二声明ス⁵¹⁾

最後通牒を受けた袁世凱政府は、緊急会議を開き、対策を討論し、各国に日中間の斡旋を要請した。しかし、イギリスやロシアなどは、袁世凱政府が日本の要求を無条件で承諾すべきである意を伝えた。5 月 9 日袁世凱は外交総長陸征祥、外交次長曹汝霖を駐中国日本大使館に派遣し、日本政府が 4 月 26 日に提出した最終修正案を承諾し、「政府ヨリ交付セラレタル最後通牒付加七条ノ解釈通り直ニ応諾シ以テ中日間ノ有ユル懸案を解決シ益々両国ノ親善ヲ鞏固ナラシムコトヲ希フ即日本国公使ハ期ヲ定メ外交部ニ惠臨シ文字ノ修正ヲ行ヒ速ニ調印セラレムコトヲ請フ」⁵²⁾と回答し、5 月 25 日、外交総長と駐日日置公使が交換公文の形で 21 カ条要求を承認した。

中国国内の民衆は、軟弱な袁世凱に反発し、北京大学生と一部分官僚の参加した学界国耻自励実践会で、「本月七日ノ日本ノ最後通牒ハ乃チ吾国民五千年ノ奇耻大辱ニテ宋ノ元ニ亡サルルヤ尚ホ文天祥アリ(中略)此次ノ交渉タル彼ハ一兵ヲ費サス一矢ヲ折ラス僅ニ威勢ヲ以テ恐駭シ我力ス程ノ権利を掠取セリ」として⁵³⁾、国民の強い不満を表現した。

一方、日本では満蒙問題が解決したということが日本全土に広がった。5 月 10 日の『読売新聞』は「満蒙問題愈よ解決 国民奮て満蒙に活躍せよ」、日本の国民は「満州居住自由」、「土地を賃借又は購買し自由に居住往来し各種の商工業及び其の他の業務に従事することを得る」⁵⁴⁾と

報道した。

2 - 4 外蒙古独立の取り消し

袁世凱政府が満蒙地域において、ロシアと日本 2 カ国間の外交に非常に困難な事態に陥ったことにくわえて、国内で全国各地に「反袁」運動が相次いで起きた。北洋政府は、外交において、民衆の声も考慮し、中国の主権を保護しつつ、反政府の勢力を抑えようとした。しかし、日露に対して、強硬な態度をとった場合には、日本とロシアが軍事行動で解決するとしたため、袁世凱は板ばさみの状態になった。彼は外蒙古の独立を取り消し、主権を取り戻そうと考え、1914 年 9 月からキャフタで中露蒙三国の会談を行った。

キャフタ会談は外蒙古問題を解決するための最も重要な会談である。前後 48 回にわたって交渉が行われた。会談の焦点は中露が内・外蒙古の地域に殖民しないこと、外蒙古でのロシア側の鉄道の建設、中露の商品に関する税制及び郵政の問題であったが、その中心課題は外蒙古が中国の宗主権を承認するかどうかという問題であった。この問題について、第 11 回会議記録には次のように記されている。

中国の代表は協議するとき、明確に条文を定めるため、第 2 条文を以下のように規定しようと考えていた。「中国は外蒙古の自治を承認し、外蒙古は独立を取消す。外蒙古は中国の宗主権を承認すること。これに対して、ロシアは以下のように提案した。 条文の中にロシアを書き入れる。すなわち中国とロシアは外蒙古の自治を承認する。 外蒙古の独立を取消す言葉を削除し、外蒙古は既に中国の宗主権を承認したため、事実上独立を取消すことにしたと考えられる。中国の主張はロシアが外蒙古と関係がないため、ロシア側は書き込む必要がないと意見を述べ、この提案を拒否した⁵⁵⁾。

キャフタの会議では、第 2 条に関しては解決できないまま次回に改めて議論することになった。結局この条文については 3 回の会議が行われ、最終調整の段階で、次のように規定された。「外蒙古は中国の宗主権を承認し、中国とロシアは外蒙古が中国領土の一部であることを承認する」⁵⁶⁾となった。

中国は日本と 21 カ条を交渉しており、ロシアの支持を得るために、ロシアに譲歩していた。しかし、外蒙古に対する宗主権の問題については、最終的に譲歩はしなかった。このような困難の状況の下に、1915 年 6 月 7 日「中露蒙協約」が調印された。この協約条文は 22 項あり、あわせて声明も署名された。この声明の中で、中国の外蒙古に対する主権が承認された。その内容は、1、ロシアは中国の外蒙古に対する宗主権を承認する、2、中国は外蒙古の自治権を承認する、3、中国は外蒙古が自治権を享有することを承認し、外蒙古は内政と地方内部の一切工

商事務を自ら管理する。中国は干渉しないことによって、ようやく、外蒙古に対する主権を回復し、表面的には中国の統一が図られた。

終りに

中華民国成立初期の中国国内の紛争がなお解決していない状態で、日露との問題を解決することは、困難であったと考えられる。

ロシアは極東に勢力を拡張する政策の下で、外蒙古の独立運動を支持し、結局独立を実現させた。袁世凱政府はこれを阻止するために、武力で解決することも考えたが、しかし、列強の干渉でキャフタ会談が行われ、中国は名目上外蒙古の宗主権を持つだけになった。

日本の一連の満蒙政策には、日本の権益を満蒙地域で拡大するという目的があった。その実現のために現地の人々を独立させることは、日本の満蒙政策において重要な方策であったと考えられる。しかし、日本の大陸進出については、漸進と急進という二つの意見に分かれ、政策を何回も変えている。満蒙の独立をめぐる、日本宗社党の行動を支持し、あるいは阻止し、結局、満蒙の独立は実現されなかった。さらに日本は 21 カ条要求を強制的に調印させることによって、中国の反日感情を強めた。

このような情勢の中で、孫文の南京政府は北洋政府に圧力をかけ、袁世凱は内政外交において困難に陥った。外蒙古の名目的な主権の回復や、21 カ条に調印することは、袁世凱にとってやむをえない選択であったと考えられる。

当時満蒙地域では、ロシアと日本が権益をめぐる争っており、中国は日露の要求をいれながら、領土を守ることはできなかったのである。

< 注 >

- 1) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会 1978 年 1 ページ。
- 2) 満史会(編)『満州開発四十年史』1964 年 47 ページ。
- 3) 角田順『満蒙問題と国防方針』原書房 昭和 42 年 743 ページ。
- 4) アジア歴史資料センター。Ref. b10014/1-0111/00000045(第 45 画像)『満蒙及新疆ニ對スル露国ノ經營』。
- 5) 魏宏運(編)『民国史紀事本末(一)北洋政府期・上』遼寧人民出版社 1999 年 267 ページ。原文は「8 月 28 日、沙俄驻华公使廓索維慈照会清外交部、称清政府在外蒙的政策“于两国邦交显示危险现象、致使我国于疆界上不能不筹必要质保护”。迫使清政府于 9 月 13 日下令缓办外蒙新政。在此前后、沙俄派哥萨克骑兵 800 余人开至库伦」。
- 6) 呂一燃(編)『北洋政府期の蒙古地区歴史資料』黒龍江教育出版社 1999 年 2 ページ。
- 7) 朱寰 王恒偉(編)『中国对外条約辞典(1689~1949)』吉林教育出版社 1994 年 689 ページ。
- 8) アジア歴史資料センター。Ref. b10014/1-0111/00000040(第 40 画像)『満蒙及新疆ニ對スル露国ノ經營』。
- 9) 同上(第 50 画像)。
- 10) 同上。
- 11) 栗原健(著)『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和 41 年 140 ページ参照。
- 12) 黒龍会(編)『東亜先覚志士記傳』(中)原書房昭和 41 年 292 ページ。
- 13) 「清國革命對策に關する内田外相訓令」外務省編纂『日本外交年表並主要文書』原書房昭和 40 年 353

満蒙をめぐる日中露関係（何）

ページ。

- 14) 「第一次・第二次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」栗原健（著）『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和41年 141ページ。
- 15) 黒龍会（編）『東亜先覚志士記傳』（中）原書房昭和41年 347ページ。
- 16) 栗原健（著）『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和41年 143ページ。
- 17) 外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 368ページ。
- 18) 同上書 368ページ。
- 19) 「対清政略概要」大山梓（編）『山県有朋意見書』原書房 昭和41年 337ページ。
- 20) 同上書 337ページ。
- 21) 「對露警戒論」同上書 334ページ。
- 22) 外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 369ページ。
- 23) 黒龍会（編）『東亜先覚志士記傳』（中）原書房 昭和41年 435ページ。
- 24) 「臨時大總統就職宣言」張其昀（編）『国父全集』国防研究院 民国49年 396ページ。
- 25) 「袁總統令勸諭蒙蔽」萬仁元（編）『中華民國史料長編』中国第二歴史档案館整備 246ページ。
- 26) 「公布蒙古待遇条例」同上書 691ページ。
- 27) 「黎副大總統電國務院及各省都督尙俄蒙重交涉俄蒙協約案件並請備戰」同上書 889ページ。
- 28) 同上 890ページ。
- 29) 同上 912ページ。
- 30) 韓信夫 姜克夫（編）『中華民國大事記』第1冊 中国文史出版社 1996年 232ページ。
- 31) 「中俄声明文件」朱寰 王恒伟（編）『中国对外条約辞典（1689～1949）』吉林教育出版社 1994年 343ページ。
- 32) 栗原健（著）『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和41年 368ページ。
- 33) 「第三回日露協約締結に関する件」外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 359ページ。
- 34) 1913年、反袁を目的として反袁討伐軍が袁世凱の軍隊と戦った。これは第二次革命といわれる。しかし、この戦争は袁世凱の軍隊が南京に侵入したことによって失敗に終わった。袁の軍隊は南京に進入した際に、日本人を殺害することもあった。いわゆる9月1日南京事件である。
- 35) 宮地正人（著）『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会 1982年 2ページ。
- 36) 「第1次・第2次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」栗原健（著）『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和41年 148ページ。
- 37) 「蒙古銃器密輸及行軍隊衝突両事件解決条件ノ金額受領ノ件」外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 566ページ。
- 38) 黒龍会（編）『東亜先覚志士記傳』（中）原書房 昭和41年 640ページ。
- 39) 「中国目下の時局に対し帝国の執るべき政策」外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 418ページ。
- 40) 同上書。
- 41) 「第1次・第2次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」栗原健（著）『対満蒙政策史の一面』原書房 昭和41年 151ページ。
- 42) 「在満我浪人組ノ輕拳妄動ハ嚴重取締居ル旨報告ノ件」外務省（編）『日本外交文書』大正五年第二冊 昭和42年 859ページ。
- 43) JACAR：B1-096000000476（第27画像）。
- 44) 「鄭家屯事件ノ解決条件ハ着実ナル調査ヲ遂ゲ公正ニ処理スル様切望ノ件」外務省（編）『日本外交文書』大正五年第二冊 昭和42年 603ページ。
- 45) 「鄭家屯事件ニ関シ問題ノ拡大ヲ避ケ速ニ北京当局者トノ間ニ円満ナル解決ヲ遂クルヲ有利ト思考スル旨上申ノ件」外務省（編）『日本外交文書』大正五年第二冊 昭和42年 605ページ。
- 46) 「鄭家屯事件往復文書」外交時報社（編）『中国及び満州関係条約及公文集』1993年 竜溪書舎 738ページ。
- 47) 「対華要求に関する加藤外相訓令」外務省（編）『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和41年 382～383ページ。
- 48) 韓信夫 姜克夫（編）『中華民國大事記』第1冊 中国文史出版社 1996年 358ページ。
- 49) 「在本邦中国革命党取締方ニ関シ外交部ヨリ申出ノ件」外務省（編）『日本外交文書』大正4年第2冊 文唱堂 277ページ。
- 50) 「日中交渉問題及中国ノ革命前途ニ関スル柏文蔚談話報告ノ件」外務省（編）『日本外交文書』大正4年第2冊 文唱堂 昭和41年 283ページ。

- 51) 「中国政府に対する最後通牒及回答」外務省(編)『日本外交年表並主要文書』原書房 昭和 41 年 402～403 ページ。
- 52) 同上。
- 53) 「日中交渉ト其中中国ニ於ケル反響ニ関シ報告ノ件」外務省(編)『日本外交文書』大正 4 年第 2 冊 文唱堂 昭和 41 年 699 ページ。
- 54) 「滿蒙問題愈よ解決」『読売新聞』1915 年 5 月 10 日 朝刊 2 面。
- 55) 「第 11 次会議記録」呂一燃(編)『北洋政府期の蒙古地区歴史資料』黒龍江教育出版社 1999 年 66 ページ。
- 56) 同上書 71 ページ。

主指導教員(井村哲郎教授) 副指導教員(國谷知史教授・藤井隆至教授)